



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国での毒ガス兵器遺棄を巡る戦後補償問題（１）：チチハル毒ガス被害者の間取りを受けて
Author(s)	吉田, 邦彦
Citation	北大法学論集, 67(5), 37-46
Issue Date	2017-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/64415
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol67no5_02.pdf



中国での毒ガス兵器遺棄を巡る戦後補償問題（一）

——チチハル毒ガス被害者の聞取りを受けて——

吉田 邦彦

一．序——毒ガス兵器問題の位置づけ

毒ガス兵器などの化学兵器は、ABC兵器（核兵器、細菌兵器、化学兵器）の中でも間隙的存在と言われ、費用が安

く、秘密が守れて、核兵器と違い、国際的な強力な批判を免れることができ、建築物や施設への損害が無く、「安い核兵器」と言われて、国際的な禁圧の諸条約の進展（例えば、一九〇七年のハーグ陸戦条約は、化学兵器を投射物として用いることを禁止し、一九一九年のベルサイユ議定書は、毒ガスの製造・販売・輸出を禁止し、一九二五年のジュネーブ議定書は、戦争中に窒息性、毒性、その他のガス作戦装置を禁止した。さらに、一九九三年の化学兵器禁止条約では、より包括的な化学兵器の禁止、その生産施設の廃棄、遺棄した化学兵器の廃棄処分を義務づけた）にも拘わらず、わが国は、一九三〇年代からその間隙を縫い、毒ガス問題を隠匿して、中国戦などに全面使用した（その大量製造がなされた「陸軍造兵廠火工廠忠海兵器製造所」（その後、「東京第二陸軍造兵廠忠海製造所」）が、広島県大久野島に開設されたのが一九二九年であり、一九三一年からその規模拡大が図られ、最盛期は一九三九年で従業員は、五〇〇〇人を超え、中国戦では、一九三八年八月の武漢作戦から南昌作戦・宜昌作戦、また常德会戦など本格使用され、終戦までの間に二〇九一回使用され、死傷者は八万人以上になると言われる⁽²⁾）。

国際法的には、毒ガス戦の違法視は、定着していき、終戦後アメリカ占領軍は、この点の責任追及をするつもりであったが、いわゆる逆コースの下に、それに関わる責任は回避されることになった。それを端的に著わすのが、米軍モロー大佐の態度変更であり、歩平教授はその経緯は不明とされていたけれども、その後、吉見義明教授や松野誠也氏などが、実証的に明らかとされた⁽⁴⁾。毒ガス戦それ自体の戦後責任の問題も大きな論点だが、本稿で扱うのは、戦後その廃棄を十分に行わなかったことによって、とくに中国大陆における遺棄毒ガス兵器がもたらす事故による日本の国家賠償責任の



陶器製毒ガス製造器（冷却器）
大久野島毒ガス資料館所蔵

問題である。

本稿では、日中友好協会北海道支部連合会に一部合流する形で、初めて訪問したチチハル市での毒ガス被害者の被害状況の聞き取り結果を報告し（二）、これに関わる判例の状況を紹介し（三）、その法解釈的・法政策的な、現状の批判分析を行い（四・五）、結びとしたい（六）。

二．チチハルでの被害者との面会

チチハル市は、北緯四七度に位置する黒竜江省の中でも、ロシアとの国境（日本侵略期には、ソ満国境といわれた）管理の上で、要衝の地と考えられ、冬は、氷点下三〇度以下の日も多い、極寒の地だ。年間平均気温は、三・二度で、我々が訪問した二〇一六年八月末でも、日中は暑くとも、朝晩は、一〇度くらいにもなった。毒ガス弾は、中国東北部で、一番問題とされるのが、吉林省の敦化の吟爾巴嶺（ハルバ）というところだが、ここチチハルでもしばしば問題になる。こんな北の果てまで、大量の毒ガス弾が、大久野島から大連を経て、運ばれたのかと業の深さに嘆息が出た。この郊外を流れる嫩江（ノニコウ）では、終戦後三日三晩かけて鉄橋から毒ガス弾が廃棄された（元関東軍五二六部隊の金子晴二氏の証言）とのことだから、その量の膨大さがわかるというものである。



今も残る、大規模な大久野島・長浦毒ガス貯蔵庫跡

そして、毒ガス弾の内もつとも深刻な「きい弾」と言われる、イペリットないしルイサイトのマスタード中毒と言われる毒ガス被害は、単に膿が出るという皮膚性の障害のみならず、物理的・身体的そして精神的な万般に及び、実に様々な被害をもたらす「不治の病」であることが、今回の聞き取りで思い知らされた。例えば、①呼吸障害で、頻繁な咳・痰、②皮膚の変容（真っ黒に変質したりする）で、③糜爛性といわれる水ぶくれ、水疱、発疹、そして膿の漏出、その際のかゆみ、痛み、④神経（感覚・運動・自律神経）障害、⑤目の障害、⑥脳機能障害、⑦免疫力の低下、⑧発癌などである。私は、二つに分けて面接したので、ここでのそれに沿いつつ叙述する。

(1) (二〇〇三年被毒事故の被害者) 事前に面会をお願いしていても、予定通りには行かないのが、毒ガス被害者との面会である。被害者たちは、容姿に關係する被害も受けているし、精神的に落ち込んでいたりして、なかなか不安定で、デリケートな状態なのである。日本側が、十分に被害者に寄り添う対応をしておらず、不信任を持たれていると言うことも関係しているのかも知れない。そうした中で、喫茶店でのお茶をしながらの会合に集まってくださったのは、二〇〇三年の事故関係者で、(いずれの軽症の方ではあったが)、取りまとめ役の楊樹茂さん(五二歳)をはじめとして、憑佳縁さん(二三歳)、于景芝さん(六八歳)であり、



左から、楊さん、憑さん、于さん
2016年8月29日3時過ぎから面会



嫩江鉄橋 (チチハル空港上空から)

体調がすぐれない中面会して下さったのは、楊さんの尽力のおかげである。

二〇〇三年の事件とは、旧日本軍の五一六部隊（砲弾詰めの毒ガス部隊）の弾薬庫、その後中国人民解放軍の弾薬庫の跡地に、二〇〇二年から北疆花園団地が開発されることになり、同年八月四日早朝午前四時頃に駐車場建設現場から、イペリットの入った毒ガスのドラム缶五個が掘り出され、そのドラム缶の授受の際に毒液と知らずに、それに触れ、それが廃品回収所に運ばれてまた同様の問題があり、他方で、毒液と混ぜられた土砂が、チチハル第五中学校の校庭や民家の庭土として運ばれて、一般市民が毒物に触れ、マスタード中毒にその後苦しむことになり、後述チチハル訴訟（第三次毒ガス訴訟）の四〇数名の原告となっている。⁶⁾

お会いした憑さんは、当時小学生で（一〇歳）自宅の近所のチチハル第五中学校の校庭の砂場で被毒し（当日朝に駐車場から校庭に搬入されて、四日午前七時頃から遊んで被毒した）、楊さんと于さんは、各々四日、五日に自宅の庭用に汚染土を購入して、駐車場から六キロほど離れた龍沙区大民鎮三号村の自宅近くには、一日に搬入されて、楊さんは、同日夜の整地中に被毒し、于さんは、一七日の整地で被毒した。

リーダー格の楊さん（来日五回）は、個人的被害（例えば、ひまわり・落花生の生産・加工の営業をしていたが、被毒により多大な営業損害を受け、薬代に借金をし、症状としては、くるぶしの水疱、黒色化、だるさ、発汗、頭痛、胸の圧迫感（胸悶）、物忘れ、免疫力の低下などで、自殺も考えた⁷⁾）はもとより、全体状況を示された。

それは第一に、毒ガス被害の状況は、前述の如く様々な症状に及び、自分たちよりも症状が重いものも多く、この面



毒液が入ったドラム缶が発掘された北疆花園地駐車場現場（団地建設に当たっては、他に砲弾が出てきたと、住民は話してくれた）

会に来られないものも多く、死者もこの一〇年余りで増えているとされた（亡くなった方として、李貴珍さん（本件ドラム缶を購入し、廃品回収所で、毒液をすくい出す作業をした。目が赤く腫れ、歩くこともできなくなり、意識朦朧となり、八月二一日に二〇三病院で死亡した）、曲忠成さん（楊さんとは別の王宇亮さんの庭への汚染土運搬に従事）、宗金さん（廃品回収所で、ドラム缶解体作業に従事）。さらに、徐志夫さん（ドラム缶の廃品回収所から化学工場への運搬作業に従事）も重体とのことである）。

第二に、日本政府が責任回避の姿勢を採るのは、理解できないと言ふこと、当然のこととして、日本政府は、責任を認めるべきだとされた（なお、このチチハル事件に関し、日本政府から授受された三億円で、被害者の多数が受け取ったのは、手取り一七万元ほどで（医療費一〇数万元は、別途ここから当てられた）、十分な救済になっていないとされた）（なお、死者の場合には、一〇〇万元が支払われたとのこと）。なお第三に、この損害ゆえの社会的差別は続いており、引越しや名前の変更を余儀なくされているとも指摘された。

他方で、憑さん（来日八回）（事故当時は、スポーツ大好きな健康的小学生だった）は、日本の支援者への謝意を述べられつつ、自身の損害としては、一時は汚染土で泥遊びをしていた両足は、水ぶくれができ、真つ黒となる症状であり（今は、夏になると、赤い発疹が出て痒い）、当時は痛くて、二〇三病院退院時の医師には、足切断及び治療方法はないことを告げられ、死ぬかも知れないと思った。免疫力も低下し、小学校を休み、社会的差別も受けて、引越越し、



チチハル第五中学校にて
（日中友好協会北海道連の皆さんとともに）

名前も替えた。当時は、恋愛も子どももあきらめたが、幸い三年前に結婚し、娘（現在二歳）もできたことだった。将来的には仕事も持ちたいが、今でも気力は続かないので、通常の仕事には就けない。毒ガス被害者は、労働能力を失ったことを強調された。また、于さんは、事故当時非常に手が痛かったことを話されたが、この面会時にも常時咳をされて、軽食も一切口にできない状態だった。彼女は、体のかゆみ、痛みから常時自宅でも横になつてはなくてはならない体であり、一時間ほどで、彼女がこの面会に耐えられなくなり、打ち切りとなったことが、何よりも、被害者の損害の現在より、深刻さを物語っていた。

この面会においては、軽症の被害者に集まってもらったとのことであったが、軽症の被害者として、様々な形で筆舌に尽くしがたい損害を受けているとの感触を私はこの聞き取りから受けている。その意味で、チチハル訴訟での請求が、一律請求の形を採る（各自損害は、三〇〇〇万円を下らないとする）のは頷ける。

（2）（フラルキでの一九八七年の事故被害者との面会）先の喫茶面会の後の夕刻に、前記嫩江鉄橋を渡り、五二六部隊（実験部隊）が位置した、チチハル市の都心から三〇キロ離れた郊外フラルキに居住されている李国強・王雅珍ご夫妻に面接するために、そちらに赴いた。チチハルの郊外は、北の辺境の農村風景かと想像とは相反して、富拉爾基^{フラルキ}とは、「中国第一重型機械集団公司」なる大企業を拠点とした巨大な重工工業拠点地域の企業町であることにまず驚いた。

李さん（六八歳）は、後述第二次訴訟の原告でもあるが、この付属病院の医師として勤めていたところ、一九八七年一〇月一七日（二九年前）午後、同区興隆街所在のガス会社庭で地中から掘り出された鉄製缶の調査依頼を受けて、当時毒ガス缶だとは思ってもよらず、識別のために開缶すると白い煙が出て、吸引したところ、目が充血して開けられなくなり、それ以降咳が絶えず、手の指の水ぶくれ状態もいくら膿を出しても治らず、この皮膚損傷・呼吸系損傷は、イ

ペリット中毒だと判明した。まさしく三〇歳代の働き盛りの頃に、職場を離れざるを得なくなり、その後二九年間は、毎日が苦しみの連続だったとされる。熱が出ると、痰に血が混ざり、免疫力が無いから、半月毎に熱が出る。本件事故に労災保険は適用されず（彼の上司がその適用に向けての行動を抑えた）、結局高価な新薬（輸入薬）のために、自己財産を蕩尽し、親戚から二一万元借金する事態となっていて、息子が七万元返済しても、今なお一四万元の負債を抱えている。症状としては、咳がひどく、夕食をとりながらの面会時にも、常時咳き込んでおられた。奥さんも、李さんを支えつつも、身体異常を来し、教師職も一九九八年に早期退職せざるを得なかった。娘さんも、薬入手のためのお使いの帰りに交通事故死した（二〇〇九年）（三一歳）ということも涙ながらに語られた。

李さんの場合も、日本の弁護士や支援者には感謝しつつも、心身ともに、多大な損害を受けていて、金子証言で、自身の被害と遺棄毒ガスとの因果関係は肯定されていて（同氏は、撫順の戦犯管理所での「認罪」経験者で、その証言がなければ、因果関係さえ否定されていたと述べられた）、日本政府の賠償責任が認められるのが、当たり前で、三億円という解決の仕方はおかしいということ強調された。⁽⁸⁾

ここでも印象づけられるのは、毒ガス被害の深刻さであり、それが基に、被



大きな毛沢東主席の銅像もあり、1950年代からの当時の中国の大企業の雰囲気は、今も残る



フラルキの中国一重型機械
集团公司の正面玄関

害者は身体的のみならず、経済的にも窮迫状態、財産蕩尽の状況にあり、その救済の必要性が大きいということである。そして補償責任問題については、（次述の如く）わが国の判例は、毒ガス被害者に対する日本政府の責任に消極的なものが、昨今の趨勢であり、上に示した被害者の考え方と大きな開きがある。他面で、中国政府はもつとこうした被害者救済に積極的に動いてもいいのではないかという疑問（例えば、米軍が投下した原爆被害者に対して、日本の被爆者のみならず、在韓被爆者に対しても、その救済に日本政府は積極的であることとの比較でも）、また被害者への社会的差別は、中国社会の問題でないかという問題はあるものの、それは格別として、以下では、こうした被害者の思いを念頭に、中国遺棄毒ガスに関わる日本の補償責任の状況を批判的に検討することにした。

（1）この点は例えば、歩平（山辺悠喜子『宮崎教四郎監訳』日本の中国侵略と毒ガス兵器（明石書店、一九九五）二八―三三頁。

（2）例えば、早乙女勝元『岡田黎子・母と子で見る毒ガス島（草の根出版会、一九九四）三四頁以下、一二二頁以下参照。また、辰巳知司・隠されてきた「ヒロシマ」――毒ガス島からの告発（日本評論社、一九九三）二七頁では、一九三七年度には、毒ガス生産は、造兵廠全体（大久野島に加えて、一九三三年から福岡県曾根派出所（一九三七年から曾根兵器製造所）では、毒ガスの砲弾投下弾への充填によるガス弾製造がなされた）として、生産高一億七六〇〇万円に膨らみ、同年度の国家予算二八億円の六・三％にもなると指摘する（因みに軍事費は、一四億円で、五〇％を超える）。

（3）歩平・前掲書（注1）三六頁。



フル尔基漁村満漢楼で

- (4) 吉見義明・毒ガス戦と日本軍（岩波書店、二〇〇四）二六一頁以下、松野誠也・日本軍の毒ガス兵器（凱風社、二〇〇五）二九七頁以下。
- (5) 高曉燕・日本軍の遺棄毒ガス兵器——中国人被害者は訴える（明石書店、一九九六）八四頁以下。
- (6) 二〇〇三年の事件、そこにおける毒物の拡散状況については、化学兵器CAREみらい基金編著（吉見義明監修）・ぼくは毒ガスの村で生まれた（合同出版、二〇〇七）一〇頁以下参照。さらに、チチハル訴訟第一審（後述⑦）の損害認定の部分の詳細であり、参考になる。
- (7) この点は、二〇〇九年一〇月一九日の本人尋問でも述べられ、例えば、「中国人戦争被害者の要求を支える会ウェブサイト」<http://www.snope.jp/local/tokyo/chichiharu/1019.html>参照。
- (8) 李さんの証言は、一九九七年段階のものであるが、毒ガス島歴史研究所・遺棄毒ガス問題——検証と証言（聖恵授産所印刷、一九九八）四五頁以下、一九九八年来日のものとして、大久野島から平和と環境を考える会編（山内正之監修）・おおくのしま平和学習ガイドブック（ワークホーム聖恵印刷、二〇二二）七八―八〇頁、二〇〇二年訪問時のものとしては、毒ガス島歴史研究所会報八号（二〇〇二）三一頁以下、二〇〇九年訪問時のものとして、同会報一三号（二〇〇九）二二頁以下。また、王雅珍「幸せで明るい私たちの生活を台無しにしまった日本軍の遺棄毒ガス弾（イペリット）」毒ガス島歴史研究所会報一一号（二〇〇六）二八頁以下参照。